

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第232号）

規制の名称：（1）階段に係る規制の合理化（第23条）

（2）防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化（第112条、第114条）

（3）圧縮水素スタンド等に係る用途規制の緩和（第130条の9）

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：住宅局建築指導課・市街地建築課

評価実施時期：令和3年3月19日

### 1 事前評価時の想定との比較

#### ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

- （1）事前評価時点では、階段に係る規制により、階段部分の改修はもとより、場合によってはさらに大規模な改修が必要になり、既存ストックの活用が困難となっていると想定し、利用者が安全に昇降できる一定の階段については、階段の寸法に係る規制を適用しないこととする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。
- （2）事前評価時点では、防火上主要な間仕切壁に係る規制により既存ストックの活用が困難となっていると想定し、自動スプリンクラー設備等設置部分等にある防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造としなくてもよいこととする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。
- （3）事前評価時点では、圧縮水素スタンド等については、建築基準法の用途規制のほか、高圧ガス保安法の規制対象とされており、同法の法体系では圧縮水素を含む高圧ガスに係る設備と敷地境界線までの距離の確保や防火壁の設置等を定めた基準（特例基準）の整備が順次進められてきたことから、これに適合する建築物であれば、建築基準法の用途規制の法益を十分に確保できるため、建築基準法の用途規制の対象とする必要がないと想定し、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵又は処理される圧縮水素等については、建築基準法の用途規制上、危険物として扱わないこととする必要があるとしていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

#### ② 事前評価時におけるベースラインの検証

- （1）事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、近年、人口の減少等により、既存の建築物を改修し、他の用途に活用するニーズが高まっているにもかかわらず、

階段に係る規制により、階段部分の改修はもとより、場合によってはさらに大規模な改修が必要になり、既存ストックの活用が困難となっているという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(2) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、安価なスプリンクラーの開発等により、スプリンクラーを設置した場合には防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とする改修を不要にしたいというニーズが高まっているにもかかわらず、防火上主要な間仕切壁に係る規制によりこうしたニーズに対応できず、既存ストックの活用が困難となっているという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

(3) 事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、近年、エネルギー供給源の多様化等の観点から水素エネルギー等の利活用が図られるなかで、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、市街地における水素スタンドの整備促進等により、燃料電池自動車の世界最速普及を目指すこととされ、2015 年の燃料電池自動車の市場投入に向けて 4 大都市圏を中心に 100 箇所の圧縮水素スタンドを整備することが目標として掲げられたにもかかわらず、整備数が低水準にとどまるという不合理な状態が継続することを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

### ③ 必要性の検証

(1) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。利用者の安全を確保しつつ、既存ストックの活用を促進するため、階段に関する規制を合理化する必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(2) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。技術的検証の結果、スプリンクラーの設置等の措置を講じた一定の範囲については、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とした場合と同等以上に、在館者の安全な避難の確保や、周囲への容易な延焼の防止を図ることができることが明らかとなったことから、当該措置を講じた場合、規制の合理化を図る必要があるとの課題を解決するという当該規制の緩和の必要性は、引き続き認められる。

(3) 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。一定量以上の圧縮水素ガスの危険物を貯蔵等する水素スタンド等が建築基準法の用途規制の対象となる建築物とされることが、市街地における圧縮水素スタンドの整備が進まない一因となっているとの課題を解決するという当該緩和の必要性は、引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

(1) 建築主において既存ストックの活用により大規模な改修が不必要となった場合における建築コストが減少したと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、当該規制の導入による建築コストの減少については、建築物の規模や用途等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。

(2) 建築主において既存ストックの活用により大規模な改修が不必要となった場合における建築コストが減少したと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、当該規制の導入による建築コストの減少については、建築物の規模や用途等の多数の要素が複合的に影響するため、遵守費用の把握は困難である。

(3) 令和2年8月現在、圧縮水素スタンド（「燃料電池自動車の燃料を補給するための水素供給設備」をいう。以下同じ。）は全国133件設置されており（※）、国土交通大臣が定める基準に適合する設備整備に要する費用が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、費用は圧縮水素スタンドの規模や立地条件等ごとに異なるため遵守費用の把握は困難である。

(※) 一般社団法人次世代自動車振興センター調べによる

#### ⑤ 「行政費用」の把握

(1) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

(2) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

(3) 当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

#### ⑥ 効果（定量化）の把握

(1) 利用者が安全に昇降できる一定の階段について階段の寸法に係る規制に適合させる必要がなくなり、既存ストックの活用が促進されるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、実際に当該規制緩和により新たに建築可能となった建築物が建築されるかどうかについては、経済動向等の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制緩和の効果として具体的にどの程度既存ストックの活用が促進されたのかを定量的に把握することは困難である。

(2) 自動スプリンクラー設備等設置部分等にある防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とする必要がなくなり、既存ストックの活用が促進されるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、実際に当該規制緩和により新たに建築可能となった建築物が建築されるかどうかについては、経済動向等の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制緩和の効果として具体的にどの程度既存ストックの活用が促進されたのかを定量的に把握することは困難である。

(3) 危険物を貯蔵等する建築物の建築が禁止されている第2種住居地域等に圧縮水素スタンドが設置され、水素エネルギー等の利活用等の促進が図られる効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果は対象となる圧縮水素スタンドの利活用等の状況により異なることから、効果の定量的把握は困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

- (1) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (2) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
- (3) 上記のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

- (1) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (2) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
- (3) 当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

- (1) 当該規制の緩和に係る費用として、建築主において既存ストックの活用により大規模な改修が不必要となった場合における建築コストという遵守費用が減少しており、行政費用は発生していない。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。  
一方、当該規制の緩和に伴い、既存ストックの活用が促進されるという効果が発生している。そのため、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。
- (2) 当該規制の緩和に係る費用として、建築主において既存ストックの活用により大規模な改修が不必要となった場合における建築コストという遵守費用が減少しており、行政費用は発生していない。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。  
一方、当該規制の緩和に伴い、既存ストックの活用が促進されるという効果が発生している。そのため、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。
- (3) 令和2年8月現在、圧縮水素スタンドは全国133件設置されている。当該規制の緩和に係る費用として国土交通大臣が定める基準に適合するという遵守費用が発生しているが軽微であると考えられ、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。  
一方、当該規制の緩和に係る効果として危険物を貯蔵等する建築物の建築が禁止されている第2種住居地域等に圧縮水素スタンドが設置され、水素エネルギー等の利活用の促進が図られている。  
費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の緩和は、引き続き、継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。